

# 日本の超少子化の原因論と政策論を再考する

——政策による少子化是正は可能か——

佐藤 龍三郎

2008年の1億2800万をピークに減少基調に入った日本の総人口が1億程度に維持されるには、出生力が人口置換水準まで回復することが不可欠である。それゆえ政策による少子化是正の可能性は重要な検討課題である。本稿は、日本の超少子化の原因論と政策論を再考し、この課題に迫る。結論として、現在あるいは近い将来において政策による少子化是正は極めて困難（ほぼ不可能）と考えられる。それは、①民主主義国では直接的な人口政策は実施できない、②少子化のメカニズムは主に未婚化であり、結婚促進政策は甚だ実行が難しい、③少子化・未婚化の土台に歴史的文化的要因が想定される、④配偶と生殖の古い型と新しい型が混在しており、政策は過渡的には出生力を低める可能性もある、⑤先進国の現代的な経済社会システムの下で出生力が人口置換水準に保たれている国のモデルが存在しない、などの理由による。ただし少子化の要因と政策のあり方については未解明の部分も多い。人口政策論と公共政策論の接合も含めて、さらなる研究の進展が求められる。

## 1. はじめに

### 1-1 本稿の目的

現在、日本では人口問題に対する政策的関心がかつてなく盛り上がっている。第二次世界大戦後、わが国では政府の政策に人口に関する数値目標（人口総数、女性1人当たり出生数など）を掲げることは長らくタブー視されてきた<sup>1)</sup>。しかし、出生力<sup>2)</sup>が人口置換水準<sup>3)</sup>を大

---

1) 1941年1月に閣議決定され、(内地人人口を1960年に1億とすること、婚姻年齢を概ね3年早め、1夫婦の出生児数を平均5人とすることなど) 人口に関する数値目標を掲げた「人口政策確立要綱」は、戦時体制下の「産めよ殖やせよ」政策の体現とみなされている(廣嶋 2010)。後述のように、わが国では1990年代以降、少子化問題に対する関心が高まった。2003年には2つの法律(少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法)が成立し、政府により一連の様々な施策が講じられてきたが、人口に関する数値を目標として掲げることは避けられてきた。

2) 出生力(fertility)とは人口における出生(birth)という事象の発生の状況あるいは水準についての包括的概念である。これに対して、出生率(fertility rate; birth rate)は、出生力の尺度・指標

きく割り込んだまま回復の兆しがなく、ついに総人口が減少へ転じるという状況にあって、近年、政府あるいは主要な経済団体などの中長期プランに、人口に関する目標値が織り込まれるという事態が生じている<sup>4)</sup>。

すなわち、2015年4月の日本経済団体連合会(2015)の提言「人口減少への対応は待ったなし：総人口1億人の維持に向けて」では、総人口1億の維持には、合計特殊出生率<sup>5)</sup>を2020年に1.8に、2030年に人口置換水準の2.07まで高める必要があると記した。また、前年5月の経済財政諮問会議「選択する未来」委員会の「中間整理」(2014年5月13日)では、「現状のまま何もしない場合、人口急減・超高齢化が招来し、経済社会全体が負の連鎖に陥り、地域社会が衰退していくことは避けられない。人口急減・超高齢化を克服し、人口が50年後においても1億人程度の規模を有し、将来的に安定した人口構造を保持することを目指すべきである」と記した(経済財政諮問会議2014)。2014年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針)では、「50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持すること」を目指し、少子化・人口減少の克服や地方再生などに総合的に取り組む方針が盛り込まれた(内閣府 2014)。

「日本人口1億維持」のためには、近い将来、出生力が人口置換水準まで回復し以後一定に保たれることが不可欠であるが、人口置換水準の出生力は合計特殊出生率2.07に相当し、現状の1.4台からはるかに遠い水準である。そこで、前段階として合計特殊出生率1.8に相当する「希望出生率」(国民の結婚・出産に関する希望が叶った場合の出生率)という指標が考案され、2014年5月に公表された日本生産性本部「日本創生会議」の「ストップ少子化・

---

という関係にある。出生力と出生率は同じ方向に変動することが多いので同義語として用いてもさほど問題はないが、ここでは一応区別して用いることにする(詳しくは岩澤(2010)参照)。

3) 人口置換水準(replacement level)とは、親世代と子世代の人数が等しくなる(人口がちょうど再生産される)出生力の水準をいう。出生力が人口置換水準にあれば人口は維持される。出生力が人口置換水準を下回ると、人口は減少へ向かう。この水準は出生性比と死亡率によって決まり、現代の先進工業国では合計特殊出生率で約2.1に相当する。近年の日本では2.07である(国立社会保障・人口問題研究所 2016, 51ページ)。

4) 2014年に入り人口や出生率に関する数値目標を掲げる動きが官民の両方で出てきたことについて、詳しくは(安藏・鎌田 2015)参照。

5) 合計特殊出生率(total fertility rate: TFR)は、再生産年齢(満15歳から49歳まで)の女性の年齢別出生率の合計であり、人口学研究者の間では近年「合計出生率」と呼ばれることも多い。女性の年齢構造の影響を除いて出生力を要約する指標であり、コーホートについて計算されるコーホート合計特殊出生率(cohort TFR)とある期間(通常1年間)について計算される期間合計特殊出生率(period TFR)がある。本稿では、特に断りのない限り、期間合計特殊出生率を「合計特殊出生率(TFR)」と称することにする。期間合計特殊出生率は、年齢別出生パターンが不変(平均出生年齢の上昇や低下がない)という仮定条件の下で、1人の女性が平均して生涯に生む子ども数を表す。

地方元氣戦略」の中で2025年までに実現を目指す基本目標の一つとして提言された(読売新聞 2014)。さらに2015年9月、安倍晋三首相は、① 希望を生み出す強い経済、② 夢を紡ぐ子育て支援、③ 安心につながる社会保障(目標値は① GDP600兆円、② 合計特殊出生率1.8、③ 介護離職ゼロ)からなるアベノミクス「新・三本の矢」を発表したが、ここでも「希望出生率」は柱の一つと位置づけられている(日本経済新聞 2015)。

まさしく少子化<sup>6)</sup>からの脱却は、日本経済が成長を続ける(少なくともマイナス成長を回避する)ための必要条件とみなされている<sup>7)</sup>。それでは、わが国の場合、政策努力により、人口維持すなわち出生率を人口置換水準まで高めること(少子化是正)、あるいは前段階として「希望出生率」まで高めること(少子化緩和)は実際に可能であろうか<sup>8)</sup>。

この問いに答えるには、まず少子化の原因を明らかにする必要がある。当然のことながら、原因が突き止められなければ、適切な対策もあり得ないからである。本稿は、日本の少子化(とりわけ超少子化<sup>9)</sup>)の原因論と政策論について網羅的かつ系統的に検討し、政策による少子化是正の可能性について論じるものである。

## 1-2 日本の出生力の推移と少子化問題

日本の出生力は1970年代半ばより人口置換水準を下回る低出生力すなわち「少子化」の状態に陥り現在に至っている。このことを出生力の代表的な指標である合計特殊出生率(以下、TFR)の推移によって示すと、TFRは1950年代半ばから1970年代前半まで約20年間にわたり人口置換水準の近傍にあったが、1974年以降継続してこの水準を下回っている。また1995年以降はTFRが1.5を下回っているが、これは少子化の中でもいっそう低い出生力水準であり、超少子化と呼ばれる水準である。すなわち日本は少子化に陥って以来既に40年経

---

6) 少子化とは出生力が人口置換水準を継続的に下回っている状態(below-replacement fertility)をいう。それは人口統計学的には純再生産率(net reproduction rate)が1より小さい状態と定義できるが、概ね合計特殊出生率が2.1を下回る状態に相当する。低出生力(low fertility)の状態ともいわれる。

7) たとえば、栗林(2016)は、日本経済が直面している「逆風」の第1に人口の減少と高齢化のさらなる進展を挙げ、対策の一つとして少子化に歯止めをかける長期の人口政策の推進を求めている。

8) 「是正」という表現は、少子化を問題視する価値観を含む点で議論があり得るが、他に適当な表現が見当たらないこともあり、とりあえずこの語を用いる。なお本稿では、少子化の「是正」とは出生率が人口置換水準まで回復することを指す。出生率が現状より上昇するが人口置換水準には届かない(たとえばTFRが1.8まで上昇)場合は少子化の「緩和」と呼んで区別する。

9) 後述のように今日の先進工業国は概ねTFRが2.1を下回る少子化(low fertility)の状態にあるが、TFR1.5ないし1.6を境に、より厳しい少子化の国とより緩やかな少子化の国に分かれる傾向が見られる。前者を超少子化(very low fertility)、後者を緩少子化(moderately low fertility)と呼ぶ。

過し、超少子化に陥って以来既に20年経過している。

少子化の何が問題なのかといえば、人口の再生産がなされず、人口が際限なく減少へ向かうことである。総務省統計局の各月1日現在人口推計によると、明治期以来ほぼ一貫して増加が続いてきた日本の総人口は2008年12月の1億2809万9000をピークに一転して減少に転じた。同推計による2015年12月の総人口は1億2710万3000であり（総務省統計局 2016）、この7年間で約100万人減少したことになる。

少子化の影響は、既に多くの著作で論じられており（大淵・兼清 2005；河野 2007；佐藤・金子 2016）ここでは詳細な議論は割愛するが、① 際限のない人口減少と、② 人口の超高齢化を招来することが主要な問題である。さらに、人口・経済・社会システムが相互に作用しながらいずれも縮減していくという「縮減スパイラル」に陥ることも認識する必要がある。しかも、経済的苦境がとりわけ中間所得層に打撃を与えるとすれば、中間所得層の結婚難や出産・育児の困難の増大を介して、未婚化・少子化に拍車がかかる可能性がある。すなわち少子化により、人口・経済・社会の縮減がおり、少子化からの脱却がいつそう難しくなるという「少子化スパイラル」が作動することが懸念される。

### 1-3 先進工業国の出生力の動向

ここで国際的視点から日本の少子化を見てみよう。少子化は今日先進工業国（ここでは韓国、台湾など東アジアの新興工業国を含む）共通の現象となっているが、出生率の水準にはかなり差が見られ、出生率が人口置換水準を少し下回る（TFR1.6～2.0）「緩少子化」の国がある一方、大きく下回る（同1.5ないし1.6未満）「超少子化」の国がある。女性1人当たり子ども数が2.1人を下回る限り、遅かれ早かれ人口は際限なく減っていくが、「緩少子化」であれば人口減少の速度は比較的緩やかなものとなる（さらに一定数の移民が加われば、人口減少はかなり緩和される）。

興味深いのは両グループが地理的に明瞭に分かれていることである（Suzuki 2013）。超少子化の国は、南ヨーロッパ（スペイン、イタリアなど）、ドイツ、東ヨーロッパ、ロシアに及ぶ国々、そして日本、韓国である。すなわち、ユーラシア大陸の西端から東端まで一続きの帯をなしている。しかもこの超少子化の帯は、台湾、香港、シンガポールとさらに南へ延びている。韓国や台湾は、日本より一段と低い低出生率の状態にある（鈴木 2012）。

これに対して、緩少子化の国は、北ヨーロッパ（スウェーデン、デンマークなど）から西ヨーロッパ（イギリス、フランスなど）にかけての国々、そしていわゆる新大陸の先進諸国（アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアなど、主にイギリス人によって建国されたことから英語圏の国ともいわれる）である。このようなパターンが見られることは、少子化の要因として文化的・歴史的背景を探ることの重要性を示唆する。大まかにいえば、緩少子化国

はこれまで TFR が持続して1.5を下回ったことはなく、一方いったん超少子化に陥ったほとんどの国では1.5ないし1.6以上への回復が見られない。したがって超少子化と緩少子化の違いは、少子化の原因と対策を考える上で重要な視点といえる。

## 2. 少子化の原因をめぐって

### 2-1 少子化の原因をめぐる研究の枠組み

出生力決定モデルは、他の人口学的事象（死亡、移動など）の発生水準の要因モデルに比べ、格段に体系化されている。すなわち、出生力決定に関する人口学的説明モデルは一般に①出生力（出生順位別出生年齢と完結出生児数で測定される）、②近接要因（媒介変数）<sup>10)</sup>、③社会経済構造（人口構造、環境、保健・教育・所得水準、文化、制度、政策など、個人から見れば社会経済・環境条件にあたる）の3段階からなり、③から②を媒介して①へ作用すると規定する（佐藤 2008）。しかし、このような総合的包括的な視点に立った少子化の要因分析は多くはない<sup>11)</sup>。

#### （1）基本的枠組み

出生力決定モデルは上記3段階からなるが、少子化の要因分析の基本的枠組みは、人口統計学的機序（demographic mechanism）に基づく分析と背景要因（background factors）に関する分析に整理することができる。前者はどのようにして少子化になったのか（how?）、後者はなぜ少子化になったのか（why?）を探ることである（佐藤 2008）。

#### 1) 人口統計学的機序

人口統計学的機序（メカニズム）の主要な論点は、①テンポ効果かクアンタム効果か、②結婚率の低下か夫婦出生率の低下か、③結婚・出産意欲の低下か結婚・出産の先送りか、④避妊、人工妊娠中絶など出生コントロールの効果が高まったのかといった点である（佐藤2008）。他には、パリティ拡大過程のどこにネックがあるのか、出生年齢上昇による世代間隔増大による出生率低下はどのくらいあるのかといった点も関心が持たれる。

このような人口統計学的機序に基づいて少子化の原因を探ることは、政策的観点からも重要である。たとえば、超少子化の日本との対比で、しばしば「フランスや北欧諸国（スウェーデンなど）は、いったん低下した出生率を、政策努力により人口置換水準またはそれに近い水準まで回復させるのに成功した」という言説が述べられることがある<sup>12)</sup>。しかし、上記

10) 近接要因には、妊孕力（初経・閉経年齢、不妊率、生物学的受胎不全リスク、流産・死産率）、結婚（広くいえば同棲を含む男女パートナーシップ）開始・終了年齢、性交頻度、避妊（避妊実行率、避妊法別避妊効果）、人工妊娠中絶、母乳哺育が含まれる。

11) 数少ない成書として、大淵・高橋（2004）、高橋・大淵（2015）などがある。

12) たとえば松田（2013）は「（日本の）現在の出生率は、少子化対策を開始する前の水準にすら、

①の論点から見れば、これらの国で見られた期間 TFR は主に出生年齢の遅延に伴う効果（テンポ効果）によるもので、コーホート TFR は人口置換水準付近で推移していた（金子 2016）。つまり、もともと女性 1 人当たり子ども数に大きな減少はなく、「いったん低下した出生率」という言説は当たらない。

また上記②の論点に関わることであるが、わが国では婚外出生割合が極めて低いことから、出生率の低下は結婚率の低下の寄与と夫婦出生率（有配偶出生率）の低下の寄与に分解して示すことができる。岩澤（2015）のシミュレーションによれば、TFR の基準値 2.01 から 2012 年の 1.38 までの変化量は、約 90% が初婚行動の変化、約 10% が夫婦の出生行動の変化で説明できるという。このように少子化のメカニズムがもっぱら未婚化（結婚年齢の男女の有配偶割合の低下）にあるとしたら、夫婦の出産・子育ての障害を取り除く施策（児童手当、育児休業、保育サービスの拡充）は、少子化是正の方策としては、もともとさほど期待できないということになる。

## 2) 背景要因

背景要因の研究の進め方には、① 経済学的アプローチ（効用／不効用、費用／便益などの観点であり、費用には時間も含まれる）、② 社会学的アプローチ（価値観、規範、ジェンダー・家族・社会システムなどの観点）、③ セクシュアリティの視点からのアプローチ（妊孕力、配偶行動、性行動、出生調節行動などの観点で医学生物学・人類学的アプローチともいえる）などがある（佐藤 2008）。

### （2）個人のライフコースに沿った出生力要因分析

また少子化の要因研究の別の切り口として、マクロ統計的分析法と個人のライフコースに沿った分析法がある。前者には、要素分解（decomposition, disaggregation）、シミュレーションなどの方法がある。後者は、換言すれば、個人の「生殖戦略」の研究であり、① リプロダクティブ・ヘルスアプローチと、② 家計アプローチが主なものである。以下、個人のライフコースに沿った分析法について説明する。

#### 1) リプロダクティブ・ヘルスアプローチ

男女の生物学的あるいはセクシュアリティ（sexuality）の側面に沿った研究アプローチであり、主な着目は、① 妊孕力（年齢別の妊娠率・不妊率）、② 異性交際、性行動、妊娠・出産、育児行動、③ 出生意図と出生コントロール（避妊・人工妊娠中絶など）である

---

戻っていない。少子化対策に取り組み出生率が回復した欧州諸国をみると、20年ほどで出生率が基本的に回復基調に戻ったのとは対照的だ」と述べている（同書「まえがき」）。また津谷（2005）は、スウェーデンなど北欧諸国は男女の仕事と家庭の両立のための包括的政策支援をおこなうことにより少子化が食い止められた代表的成功例と見る（ただし出生力が人口置換水準まで回復したわけではないことも同時に認めている）。

(佐藤・岩澤 2014)。ジェンダー観、家族観も広い意味のセクシュアリティの問題としてここに含む。結婚が生活の必要性から離れるほど、セクシュアリティの視点は重要となる。

## 2) 家計(生計)アプローチ

個人やカップルにとって限られた時間や資源をどのように有効に使うかという経済生活の側面に沿った研究アプローチであり、主な着目点は、①時間(労働時間、家事・育児時間、生活時間)、②健康・教育・職業能力などの人的資本、③費用、所得・給付、④親族などのネットワーク、⑤行政などによる社会サービスの利用可能性である。

どちらのアプローチにおいてもライフコースにおける一連の過程のどこかでブロックが起るにより出生が阻止されていると見る。ブロックを見つけて取り除くことができれば出生力の上昇に寄与すると考えられる。

## 2-2 少子化の是正・緩和に関する施策と少子化の原因論

前節で少子化の原因に関する研究の大枠を示した。そこで、次に従来唱えられてきた少子化の原因に関する諸説が、この大枠から見たとき、全体に対してどれくらいの部分に及んでいるのかという点について検討する。まず、わが国におけるこれまでの施策を振り返り、これらの施策にどのような原因論が想定されているのか、見ていくことにする。

日本のTFRは1974年以降、継続して人口置換水準を下回っているが、少子化に対する国民的関心が高まったのは、1989年のTFRがそれまで例外的に低い年であった丙午の年(1966年)の1.58をも下回って一挙に懸念が沸き起こった「1.57ショック」(1990年)が契機であった。それ以降、「少子化対策」と称される一連の施策が政府によって実施されることになった<sup>13)</sup>。

この一連の施策の内容は阿藤(2005)、守泉(2015)などに詳述されているので、ここでは以下の主要6項目に要約できることを述べるにとどめる。

- ① 子どもを持つ家庭への経済支援(児童手当など)の拡充
- ② 育児休業の制度化と普及促進
- ③ 保育サービスの拡充、働き方の見直し、若者の自立支援など

エンゼルプラン(1995~99年度)以来、新エンゼルプラン(2000~04年度)、子ども・子育て応援プラン(2005~09年度)、子ども・子育てビジョン(2010年1月閣議決定)と5年ごとに施策のパッケージが改訂され継続されている。特に最近では、働き方の見直し(ワー

---

13)「少子化対策」の語は、人口政策であるのかどうか明言されないなど、定義が不明確で、人口学的にも政策論的にも曖昧な語である。本稿でも、いわゆる「少子化対策」という意味で、カギカッコ付きで記すことにする。なお政府において「少子化対策」の語が用いられるようになったのは1999年5月に開催された第1回の「少子化対策推進関係閣僚会議」以降のことである(阿藤 2005)。

ク・ライフ・バランス) や、若者の自立支援に関する施策も盛り込まれている。2012年8月には子ども・子育て支援法など「子ども・子育て関連3法」が成立した。

④ ジェンダーの平等(男女共同参画)の推進

⑤ 国のコミットメント(関与, 責任)の表明

議員立法により2003年に成立した少子化社会対策基本法は、国としての少子化問題への対応の基本方針を示したものと見える。ただし同法案が提案された際、少なからぬ批判が寄せられたことは留意すべきであろう<sup>14)</sup>。国がコミットメントを表明したのはよいとしても、その方向性が問われたわけである。

⑥ 地方自治体, 企業等における取り組みの推進

2003年に成立した次世代育成支援対策推進法は、国, 都道府県, 市町村, 事業主が主体的に対策を講ずるための行動計画の策定を義務づけた法律である(鎌田 2015)。2005年4月から2015年3月までの時限立法であったが、2025年3月末まで10年間延長された。

ここまで見たように、わが国政府の施策の基となる少子化の原因論においては、子育ての経済的負担, 女性の就業の継続困難, ジェンダーの不平等, 若者の雇用の不安定化などの説に依拠してきたことがわかる。

しかし、これだけでは説明のつかないことも多い。上記の原因論で説明のつかない現象が以下のように多々見られる。

(1) 未婚化の進行

わが国の一連の施策は、既に結婚した夫婦を対象にしたものが多い。しかし、上述のように少子化のメカニズムのおよそ9割は未婚化によっている。「少子化」問題というが、むしろ実態は「未婚化」問題であり、さらにいえば「カップル」(男女パートナーシップ)の危機という認識に立って原因論を掘り下げる必要がある。

(2) 主婦願望(「亭主関白・専業主婦」モデル)の根強さと「3歳児神話」

永瀬(2005)が指摘しているように、出産離職した女性の約半数は「自分で子どもを育てたかったから」として望んで離職しており(日本労働研究機構 2003)、少なくとも子どもが幼いうちは専業主婦になることを望む女性も少なくはない。

また1960年代頃広まったとされる「子どもが3歳になるまでは、母親が常時家庭で育てなければ、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」という「3歳児神話」は今なお広く信奉されている(竹沢 2010)。なお1998年の厚生白書では「3歳児神話には合理的根拠が認めら

---

14) 当初法案に対し、女性・人権団体、日本家族計画協会、日本弁護士連合会などから反対あるいは慎重な議論を求める意見が出された。「国民の責務」を掲げる一方で、女性の選択・自己決定権の視点が欠如しており、現代版「産めよ殖やせよ」ではないかという懸念、不妊治療の強調への疑問などがあつたと見られる。津谷(2005, 182ページ)参照。



れない」との見解が示されている(竹沢 2010)。

### (3) 低い避妊実行率(とりわけピル)

15歳から49歳までの女性の避妊実行率を国際比較すると、日本は先進諸国の中で最も避妊実行率が低い国の一つである(Sato and Iwasawa 2006)。しかも、諸外国では不妊手術や経口避妊薬(ピル)といった避妊効果の高い方法を用いているカップルの割合が多いのに対して、日本では2005年の出生動向基本調査によれば、避妊実行中の夫婦のうちピルを用いている割合はわずか1.9%に過ぎず、コンドームが74.9%と圧倒的多数を占めている(国立社会保障・人口問題研究所 2007)。この現象も「子育ての経済的負担、女性の就業の継続困難、ジェンダーの不平等」を少子化の主因と見る見方では説明が難しい。

### (4) 未婚者の低調なカップル形成

国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査の独身者調査データから得られる未婚者の交際状況と、国勢調査から推定される配偶関係構成(未婚、有配偶、離死別)から、男女の各年齢層でのパートナーシップ状況を推定した岩澤・三田(2012)によると、男女とも最近になるほど有配偶割合の低下が顕著であり、著しい未婚化の状況を示している。ここで「婚約者がいる」や「恋人がいる」割合が増加して埋め合わせれば、結婚という形はどうあれ、パートナーを持つ人の割合は保たれることになる。しかし、日本の状況はそうはなっておらず、とりわけ目立つのは、男女各年齢層での「交際相手なし」の割合の増加である。20~24歳で「配偶者も交際相手もない」男女の割合は、1987年には男39.1%、女29.3%であったが、2010年には男58.2%、女42.5%に達している(岩澤・三田 2012)。このようなわが国の状況を阿藤(2000, 113ページ)は「デート文化の未成熟」と呼んだ。

### (5) セックスレス傾向

近年、カップルにおける「セックスレス」傾向が指摘されている。日本家族計画協会が実施した全国調査「男女の生活と意識に関する調査」では、30歳代の夫婦の約3割が過去1カ月に性交がないと答えており、日本のカップルにおける性交頻度の低さを示している(北村 2011a)。また日本大学人口研究所が2007年と2010年に実施した全国調査でも同様の傾向が示されている(Moriki 2012)。

日本性教育協会が1974年以来ほぼ6年ごとに実施している中学校・高校・大学の生徒・学生の性行動調査の直近の第7回調査(2011年)では、高校生女子、高校生男子、大学生女子、大学生男子でそれまで回を重ねるごとに上昇してきた性交経験割合が一転低下したことが注目される(日本性教育協会 2013, 24ページ)。また、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査(独身者調査)の2010年調査では、30歳代前半の未婚女性を除き、男女いずれもの年齢層でも性交経験がないと回答した割合が前回(2005年)より上昇した(岩澤・三田 2012)。このような傾向の説明はまだ十分与えられていないが、近年若者の「セックス離

れ」が指摘されており（北村 2011b），さらなる研究が待たれるところである。

### 2-3 少子化の原因として他に探るべき側面

上記5現象に通底するものは何であろうか。筆者は，少子化の原因について他に探るべき側面として，① 歴史的文化的背景，② セクシュアリティ（とりわけカップル）の視点，③ 男女のライフコース戦略とジェンダーシステム，労働市場との関係などが重要と考える。そこで日本の超少子化の要因について，従来あまりいわれていない以下2つの仮説を立ててみる。

第1に「カップル文化の弱さが超少子化の土台をなしている」という仮説である。これは，歴史的文化的背景とパートナーシップ，セクシュアリティの視点からの検討に基づく。

第2に「男女のライフコース戦略のあり方が，ジェンダーシステムと労働市場システムを介して少子化に関わりを持っている」という仮説である。これは，男女のライフコース戦略とジェンダー，労働市場の視点からの検討に基づく。

なお本稿は，これら2つの仮説の実証へと進む段階には至っていない。ここで仮説を示すのは，わが国の少子化の原因論にまだ多くの未開拓の領域，いわば死角があることを例示するためである。

### 2-4 第1の仮説（カップル文化脆弱説）について

#### （1）緩少子化と超少子化

先に1-3節で述べたように，先進工業国のTFRの推移を見ると，TFR1.5～1.6を境に「緩少子化国」と「超少子化国」に分かれる傾向が見られる。前者は第1グループ，後者は第2グループともいわれる。そしてこの両グループは，おのおの地理的・文化的特徴を有している。

#### （2）歴史的文化的背景が強く示唆される理由

特に注目される両グループの特徴として，① 超少子化グループの国は第二次世界大戦当時ファシズム側であった国，ソビエト連邦を構成した国，戦後ソ連の衛星国となった国々とほぼ重なること，他方，② 緩少子化グループの国は第二次世界大戦当時の連合国側の国々（ただしソ連を除く）と重なることは興味深い。歴史的に見れば，一足早く産業革命や市民革命を経験した英米仏諸国の自由主義・個人主義的傾向に対して，ファシズムもソ連型社会主義も遅れて資本主義が発達した国々に出現した体制であり，国家主義・集団主義的傾向に共通性を見出すことができる（佐藤 2012）。

そこで，緩少子化国と超少子化国という2つのグループの違いに再び目を向けると，それは経済社会システムの近代化の道標である産業革命，市民革命，国民国家形成など一連の流

れの「先発組」と「後発組」に対応するといってもよい。つまり、一足早く産業革命や市民革命を経験した英米仏の自由主義的・個人主義的傾向に対し、近代化が遅れかつ急速に起こった後発の国々では旧来の伝統的な観念や価値観が(とりわけ家族観・ジェンダー観・セクシュアリティ観などの面で)「文化」としてより強固に保存され今日に至っていると見ることもできよう(佐藤 2012)。

### (3) 両グループの差異は何か

何が緩少子化国(第1グループ)と超少子化国(第2グループ)を分けているのかという点については、日本の人口研究者の間でも言及がなされており、阿藤(2011)は、家族政策、労働市場、ジェンダー観・家族観の違いを重視する。また津谷(2004)は、北欧、北米、および英仏の「個人主義的文化的伝統」と日本、南欧およびドイツ語圏の「強い家族主義(familism)の文化的伝統」を対比した。すなわち、この違いによるジェンダーシステムの相違が婚外出生率の違いを生じたと考える。さらに、鈴木(2009)は、北西欧文化圏(英語圏含む)の弱い「家族紐帯」(親子関係より夫婦関係を重視、女性の地位はもともと高い)が極端な出生力低下を阻んだと見る。

またオーストラリアの人口学者マクドナルドは家庭外(職場など)と家庭内におけるジェンダーの公平を区別し、前者が高水準にあることと後者が不公平な状態におかれていることの葛藤ないし不一致に、今日の先進国における超少子化の原因を見出そうとしている(McDonald 2000)。このようにジェンダーの状況と出生力を結びつける見方はわが国でも有力であり(津谷 2005)、超少子化国(それも東アジアの日本、韓国)で男性の平均家事時間が格段に短いことはその一つの例証とされる。

しかしそれだけではまだ十分な説明とはいえず、さらに男女間の「親密さ」(intimacy)や情愛(affection)の表現様式を含む広い意味のセクシュアリティのあり方の差異が検討されるべきではないかと筆者は考えている(佐藤 2008)。最近日本でセックスレス・カップルが増えているという先の指摘はこの議論につながるものである。日本のような超少子化の国の根底には性・生殖に対するネガティブ(否定的、消極的)な態度、文化、社会制度が横たわっているのではないだろうかという疑問も検証されるべきであろう(Namihira 2001; Matsumoto 2001)。

### (4) カップル文化の強弱が緩少子化と超少子化の違いをもたらしているのではないか

#### 1) 日本の男女の低調なカップル形成

既に述べたように、日本のような超少子化の国には根深い伝統的家族主義(familism)が存在すると考えられている。言い換えれば、日本では親子というタテの関係が強靱なのに対して、カップルというヨコの関係が弱いと見られる。このことは、先に示した男女の年齢別パートナーシップ状況(岩澤・三田 2012)が強く示唆している。

## 2) カップル文化の存在が出生力低下の歯止めになっているのではないか

そこで超少子化国と緩少子化国の違いであるが、一つの説明として、パートナーシップの 패턴の違いがこの違いを生じているという見方ができる。というのも、2つのグループの大きな違いは婚外出生割合の水準にある。一般に超少子化国では同棲や婚外出生が少なく、緩少子化国では同棲や婚外出生が多い傾向にある。したがって、かつてはどの国でも大部分の女性が結婚子どもを生むことにより人口置換水準以上の出生率をもたらされていたところに、いずれの国でも結婚率の低下が起こったのだが、反応が2つに分かれたと見ることができる。緩少子化の国では、結婚という形をとるかどうかは別として、男女のパートナーシップは頑強であり（「カップル文化」が存在するために）、結婚率低下が同棲と婚外出生によってかなりの程度代償されるため、出生力低下には歯止めがかかる。すなわち出生力は「緩少子化」の水準に留まったといえる。他方超少子化の国では、結婚以外の男女のパートナーシップが脆弱である（「カップル文化」が不在あるいは弱い）がゆえに、結婚率低下がそのまま地滑りのように出生率低下をもたらし「超少子化」に陥ったと解釈できる（佐藤2008）。

## 3) カップル文化とは何か

それではカップル文化（couple culture）とは何かといえば、筆者は、①男女のカップル形成意欲・行動が活発、②カップルはいつも一緒にいたいと願う、③楽しいことはカップルで共有する、という特徴を持った文化を想定する。たとえば米国の高校ではプロムと呼ばれるダンスパーティの慣習があるが、これは若い時からカップルを作ることが推奨される文化の典型を示すものともいえる。阿藤（2000）が指摘した「デート文化」は、カップル文化の青年版と位置づけられる。緩少子化国では、カップル文化が強いという仮説を設けてもよいであろう<sup>15)</sup>。

これに対し、日本はそのような文化の国ではないと思われる。結婚も個人と個人を結ぶというより、家と家と結ぶという意識が根強い。また夫婦が「おとうさん」、「おかあさん」と呼び合うのも、幼稚園帰りの母親たちが「○○ちゃんのお母さん」と呼び合うのも、子ども中心の文化の国であることを示している。また日本では子どもがかなり大きくなるまで夫婦が一つの部屋で子どもを間に挟んで「川の字」に寝ることがあるが、これも外国ではあまり見られないことのようにである（Moriki 2012）。象徴的なのは、中年女性たちが「亭主元気で留守がいい」と言い放つ1986年に放映されたテレビコマーシャルであり<sup>16)</sup>、楽しいことも男

15) フランス、イギリスをはじめとする緩少子国において強いカップル文化が存在することは、研究書ではないが、井形（2007）、中島（2005；2010）、ドラ・トーザン（2011）などによって示唆される。

16) 第3回流行語大賞の流行語部門銅賞を受賞した。1986年、一番人気だったCMという（自由国民社、2014年発行『現代用語の基礎知識』「別冊付録：流行語大賞30周年」14ページ）。

どうし女どうしのグループで別々にという傾向を示している。こういったことは、日本が親子というタテの関係が強く、カップルというヨコの関係が弱い国であることの表れといえる。

「子ども中心」の文化の国が超少子化に陥り、子どもよりも「カップル中心」の文化の国が緩少子化にとどまっているのは皮肉な現象である。それは、かつてのようにほとんどの人が結婚する社会（皆婚社会）ではなくなり、カップル形成（結婚と同棲を含めた広い意味のパートナーシップ）の動向が主に出生力を決定するようになったためである。

## 2-5 第2の仮説(ライフコース戦略・ジェンダーシステム・労働市場不適合説)について

### (1)「ライフコース戦略」概念の導入の意義

人口研究には、①マクロの人口・経済・社会レジームおよびその下位システムとみなされる構造(structure)や制度(institution)から接近する「マクロアプローチ」と、②個人あるいは世帯に着目する「ミクロアプローチ」がある。両アプローチの統合が模索されているが、「個人」と「マクロ」の距離の隔たりはとてつもなく大きく、即座には結びつき難い。ここで「構造」と「制度」は個人の行動にとってあくまでも客体(個人の側から見れば所与の条件)である。そこで、もう一つ介在するものとして、(個人の側から見て)主体的な「戦略」(ライフコース戦略)が想定されてよい。このようにマクロ・ミクロ両アプローチを介在するものとして「ライフコース戦略」の存在を想定することが有用と考えられる(佐藤2014)。ここではライフコース戦略(life course strategy)の中でも、特に男女の(個人を単位とする)結婚と家計に関する戦略に限定して、その組み合わせに注目する。

### (2)男女のライフコース戦略とその組み合わせ

男女各々について、結婚後の家計(経済)と家事の分担の観点から、個人を単位とする戦略<sup>17)</sup>を想定し、次のように類型化する(ただし想定するのは典型例のみであり、これらの類型に入らない少数例もあり得る)。なお、ここでは親子関係や、夫婦以外の親族関係は考慮に入れない<sup>18)</sup>。また、ここでいう家事には育児を(女性の場合は妊娠・出産も)含める。

17) この戦略という概念の要点は、成人男女はその生涯において家計(経済)と家事(妊娠・出産・育児を含む)という生活上の2大課題を抱えており、それをどう乗り切るかということにある。その意味では「生活戦略」といった方がよいかもしれない。また、配偶者との協力で乗り切るという観点から(かつ親子関係や夫婦以外の親族関係を考慮に入れないことから)、「配偶戦略」、「結婚戦略」、「夫婦戦略」などと呼ぶ方がよいのかもしれない。ちなみに、ここでいう「ライフコース戦略」は、夫婦それぞれの仕事と家庭への関わりを要としている点で、松田(2013)のいう「働き方戦略」に近いものである。

18) 実際には家庭生活(家計と家事)は夫婦関係では完結せず、夫婦の親からの支援(逆に親への支援)、夫婦と子の関係(子の扶養、逆に老後、子に扶養される)などの関係が絡む。

男女について下記の通り、各々1, 2, 3という3つの型(2型には3つの亜型)を想定する。

1) 女性

F1戦略: 就業は不安定あるいは低所得で、経済・家事の両面で夫と協業する。

F2戦略: 生涯「本格的に就業」し、結婚後も夫に経済的に依存しない<sup>19)</sup>。

F2a 戦略: 家事は主に自身(妻)が担う。

F2b 戦略: 家事は夫婦で協業する。

F2c 戦略: 家事は主に配偶者(夫)が担う。

F3戦略: 結婚前は無業(あるいは腰掛け的就業をして)、結婚後は夫に経済的に依存する。家事は主に担う(主婦)。結婚後の家計補助的な就業もここに含める<sup>20)</sup>。

2) 男性

M1戦略: 就業は不安定あるいは低所得で、経済・家事の両面で妻と協業する。

M2戦略: 生涯「本格的に就業」し、結婚後も妻に経済的に依存しない。

M2a 戦略: 家事は主に自身(夫)が担う。

M2b 戦略: 家事は夫婦で協業する。

M2c 戦略: 家事は主に配偶者(妻)が担う。

M3戦略: 結婚前は無業(あるいは腰掛け的就業をして)、結婚後は妻に経済的に依存する。家事は主に担う(主夫)。結婚後の家計補助的な就業もここに含める。

3) 男女の戦略の組み合わせ

男女それぞれ基本3類型あるが、組み合わせは9つではなく、4つになる。なぜかといえば、F1はM1としか適合せず、男女どちらも家計を相手方に依存するF3とM3の組み合わせは成り立たないからである。すなわち、次の4つの組み合わせ類型ができる。

F1戦略×M1戦略

F3戦略×M2c 戦略

F2戦略×M2戦略

F2戦略×M3戦略

以下これら4つの組み合わせ類型について、まだ十分な実証に基づくものではないが、仮

---

19) 「本格的に就業」とは、典型的には、正規就業、終身雇用(または自営)で、自身と家族の生活がまかなえ、持ち家を購入できるほどの生涯所得とまずまずの額の退職金を得、退職後はまずまずの年金を受給できるような就業のことである。

20) 配偶者に経済的に依存するということは、結婚後配偶者が働いている間はその所得に依存し、配偶者の退職後は配偶者の年金や資産に依存し、配偶者の死後はその遺産や遺族年金などに依存するということである。

に下記のように特徴づける。

① F1戦略と M1戦略の組み合わせ

経済が発展する前（江戸時代から明治，大正，昭和初期）の日本の庶民の間では一般的なパターンであり，「共働き」パターンの一つである。ただし，一般に夫がより稼得的役割，妻がより家庭内役割を担ったことであろう。

② F3戦略と M2c 戦略の組み合わせ

性別役割分業（breadwinner and homemaker）パターンである<sup>21)</sup>。日本では，経済発展前は武家や一部の富裕層のみに見られたが，経済発展後，都市サラリーマン層から始まり，全国的に広く見られるパターンとなり，「近代家族」の一般形とみなされるようになった。日本の社会保障制度はこのパターンに照準を当てている。

主要新聞の4コマ漫画の主人公一家もこのパターンで描かれている（サザエさん，フジ三太郎，アサッテ君など）。この組み合わせでは夫の所得には高所得から中所得まで幅がある（低所得では主婦を養うことはできない）が，フジ三太郎やアサッテ君は中所得の稼ぎ手として設定されており，生活臭にあふれ（いつも稼ぎの少なさを妻になじられている）広く国民大衆の共感を得るものとなっている。

③ F2戦略と M3戦略の組み合わせ

稀に見られるパターンである（ただし家事は妻が主に担う場合もある）。「髪結いの亭主」といわれ，女性の社会進出が盛んになる以前にも見られた。

④ F2戦略と M2戦略の組み合わせ

もう一つの共働きパターンである。1980年代以後の女性の高学歴化とともに，多く見られるパターンになった。その一部は意識的に結婚してもすぐには子どもを持たないとみなされ，DINKS（Double Income No Kids）と呼ばれたこともある。この組み合わせの夫婦の家事分担にはいくつかの形がある。出産・育児期には保育サービスの利用が女性の就業継続の鍵となるが，出産・育児期に妻が一時休職（育児休業）する形もある。

（3）男女のライフコース戦略・ジェンダー関係・労働市場の変遷

少子化の要因研究において，女性の就業や夫婦の家事分担と少子化を絡めた研究は多いが，「戦略」の視点が欠けており，分析結果の解釈に苦しむこともある。というのも，就業（の有無）や家事分担（割合）という現象面だけを見てもその内面が不明である。男女のライフコース戦略とその組み合わせという視点を導入することにより，就業と家事分担の意味が明らかとなり，少子化・未婚化との関係により深く迫ることができよう。それは結婚・出

---

21) 通常男性が主な稼ぎ手であることから「男性稼ぎ主型モデル」と見ることもできる。その歴史的起源については，斎藤（2013）が詳しく論じている。

生意欲（タイミング、最終子ども数、児の性別選好など）とも密接に関係している。

第二次世界大戦後の日本では、高度経済成長期に性別役割分業パターンが隆盛をきわめるようになったが、経済成長がピークを過ぎた1970年代半ば以降（それは佐藤・金子（2016）が示すように、「人口転換期」から「ポスト人口転換期」への移行の始まりの時期でもある）、女性の高学歴化や産業のソフト化の流れを受けて、このパターンは転機を迎えることになる。とりわけ、1990年代以後の経済低迷期を迎え、男性の雇用形態が不安定化し（女性はもともと不安定）、賃金水準が低く抑えられる中で、従来のライフコース戦略は立ち行かなくなっており、そのことが未婚化・少子化を招いていると見ることができよう。

近年の状況について、家計・就業形態と結婚行動の関心に関心が向けられているが、なかでも橋本・迫田（2013）の日本の夫婦は「高所得者同士の夫婦（パワーカップル）」と「低所得者同士の夫婦（ウィークカップル）」に分極しており、さらに「結婚できない人たち」という格差が生じているとの指摘は興味深い。

本稿に照らして、さらにいえば、M2戦略（生涯「本格的に就業」し、結婚後も妻に経済的に依存しない）が可能な高所得ないし中所得の男性のうち、とりわけ中所得層が経済的構造的变化により細り、この層の男性を結婚相手に想定していた女性のF3戦略（結婚後、夫に経済的に依存）が成り立ちにくくなったことが未婚化のかなり大きな要因をなしているとも推測される。

今後人口高齢化・人口減少がさらに進み経済が縮小していく（一方ではグローバル化が進む）中で、若年者の賃金・雇用状況の根本的な改善が見込めないとすれば、「低所得者同士の夫婦（ウィークカップル）」（すなわち「F1戦略×M1戦略」）が生活（および生殖）可能なあり方として定着し増加するかどうか、未婚化・少子化状況の反転の鍵が潜んでいるのではないだろうか<sup>22)</sup>。

なお労働政策とジェンダー政策の見地に立った理想形は、すべての男女が平等に「本格的に就業」することであるが、これが実現するためには、受け皿としての労働市場の格段の規模拡大と高度の成熟が条件となる。

### 3. 少子化に対する政策対応をめぐって

#### 3-1 少子化に対する政策対応のあり方

少子化に対する政策対応として、①少子化の結果に対する対応（少子化適応政策）と②少子化の原因に対する対応（少子化是正政策）を区別して考える必要がある。結婚・出産は

---

22) その点では、政策的に見れば、結婚という形をとるかどうにかかわらず、カップル（の形成と維持）を支援することが肝要と考えられる。人口減少と世帯規模縮小により増えつつある空き家を活用して、カップルに住宅の支援をすることは一考されてよいのではないだろうか。



個人の最も尊重されるべき自由であり、プライバシーに属することなので(リプロダクティブ・ライツ)、民主主義国では国が直接介入することは許されない。国ができること、なすべきことは、国民の福祉を増進する様々な公共政策を実施することである。これらは、ひとまず出生力とは無関係に、それ自体取り組むべき課題であり、その副効用として出生率が上がれば「もうけもの」(副産物)というスタンスしかない。

出生力に関連のある公共政策としては、①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、②家族・家庭支援、③子ども・若者支援、④ワーク・ライフ・バランス、⑤ジェンダーの平等などが挙げられる。次節で、これらの政策を概観し、今日的課題について述べる。これら5分野は密接に関連し、重複することから、「家族・労働・ジェンダー政策」と総称してもよいであろう。ただし政策の内容(方向性)については(いわゆる保守派とリベラル派の見解の相違など)意見の分かれることも多い。

### 3-2 出生力に関連のある公共政策とその課題

#### (1) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(sexual and reproductive health and rights: 性と生殖に関する健康／権利)は、sexual health, reproductive health, reproductive rights, sexual rightsなどの語の総称であり、その意味内容が重複していることから(佐藤2005)、ここでは一括してSRHRと記すことにする<sup>23)</sup>。なかでもリプロダクティブ・ライツ(いつ、何人、子どもを産むか産まないかは、個人とりわけ女性の自己決定に委ねられるという理念)は出生力に関連した政策の土台をなすものといえる。

一般に、公共政策としてのSRHRに含まれるものは、①性感染症予防、②意図しない妊娠への対応と予防(避妊、人工妊娠中絶)、③性に関する差別・強制・暴力の防止、④不妊に対する取り組み、⑤性教育・健康教育などである(佐藤2005)。④の面では、いわゆる「不妊治療」への支援と規制が課題となる。③と⑤の面では、近年、個人のセクシュアリティの多様性の尊重と性的少数者(sexual minority: LGBT)への配慮が強調されている。性と生殖に関連する健康教育の中で、女性の年齢と妊孕力に関する啓発のあり方は、センシティブな問題である。

他方、男女間のコミュニケーション・スキルの向上が課題として挙げられている(北村2009)。またSRHRは根本的に性と生殖に関してポジティブ(肯定的、積極的な)姿勢を持

---

23) ただし、個々の語を用いる場合、その意味合いは若干異なることがある。たとえばsexual healthやreproductive healthは医学・公衆衛生の観点から用いられることが多いのに対し、reproductive rightsはとりわけ生殖に関する女性の決定権の意味合いで用いられる。sexual rights(性の権利)は、性の多様性の尊重、性的少数者の権利擁護という意味合いを含む。

っていることから、ある条件（ジェンダー関係が平等であり、男女が自己および相互のセクシュアリティに対する十分な理解を持ち、性交はカップルの親密さや喜びの表現としておこなわれることが多い）の下では出生促進的に働く可能性もあるという見方もある（佐藤2005）。

## （2）家族・家庭支援

家族あるいは家庭が近代社会の存立基盤をなしていることはいうまでもない。家族・家庭支援は、具体的には、行政等による様々なサービス、給付や税控除などが家族・世帯単位でなされていることに表れている。現代の日本では、未婚化・少子化という家族の再生産そのものが危機的な状況に至っており、少子化問題と絡めて「家族政策」への関心が高まっている。

そこで、家族政策とはいかなるものかといえば、阿藤（2005）は、マクドナルド（McDonald 2004）にならって、家族政策を「政府の社会政策の一部であって、家族、とりわけ子どもを持つ家族の福祉向上を目的とするもの」と定義し、少子化との関係で、出生と子育てに直接・間接に関わる社会政策を中心として議論している。その中で、日本の家族政策は少子化との関わりという観点から、①家族法の領域、②リプロダクティブ・ヘルスの領域、③子育ての経済支援の領域、④ジェンダー関係の領域に分類されている（阿藤2005）。これら4領域のうち、②は前項で述べた。③と④は続く項で述べることにする。

家族法の領域を見るに、第二次世界大戦後の日本では皆婚（生涯未婚率が極めて低い）、婚姻内での出生（婚外出生割合が極めて低い）に加え、戦後当初においては離婚率が低いという人口学的状況があり、これに性別役割分業と日本型雇用環境（学卒後の一斉就職、終身雇用）が結びついて、「夫は主たる稼得者、妻は専業主婦」という家族モデルが定着したといえる（阿藤 2005）。所得税制における配偶者控除、年金制度における正規雇用者の妻の保険料免除、遺族年金の制度などはそのような家族モデルを前提として構築されている。つまり性別役割分業（夫は仕事、妻は家庭）は多数派とみなされ、結婚・出産後も就業を継続する女性は少数派、ひとり親世帯（とりわけ母子世帯）は例外的存在とみなされていた。しかし、1980年代以降、状況は大きく変わっており、夫婦と子どもからなる核家族世帯も性別役割分業夫婦も、もはや標準形とはいえなくなっている。家族に関する実態と価値観と制度が問われる時代になったといえる<sup>24)</sup>。

---

24) 公共政策の観点に立つと、結婚・出産を国民の義務とする考えは、当然、退けられる。それでは、国が個人の家族形成（広くいえば、カップル形成を含み、人が他者との間に親密な関係を築くこと）を支援する法的根拠は、どこに存するのだろうか。一つの考え方として、日本国憲法第13条（すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする）に規定されてい

また、より広くとらえれば、法的婚姻によらないカップル（同棲カップルなど）への支援、さらには同性婚あるいは同性カップル（ゲイ・レズビアンカップル）の地位を法的に認めるかどうかという課題が浮上している。さらにまた、非親族も視野に入れた「家族・社会連帯」政策という捉え方も考慮されよう。

### （3）子ども・若者支援

わが国では児童福祉法（1947年制定）、児童手当法（1971年制定）などにより、児童に対する支援が国の基本的な政策の一つとして実施されてきたが、「こども」から「おとな」への移行期に当たる青年層に対する支援については関心が薄く、社会政策の対象外とされがちであった。しかし、20世紀末になると経済成長の終焉とともに青年層の失業問題や貧困問題が注目され、「フリーター」の増大など正規就業の困難さが未婚化や少子化とも絡む深刻な問題として認識されるようになってきた（佐藤・白石 2009）。2009年には子ども・若者育成支援推進法が制定されたが、（宮本 2012）によれば、若者政策は、今や、就業支援にとどまらず、教育、住宅、社会保障、家族、シティズンシップなど、トータルな視点から若者の生活の安定や自立を図り、若者を社会に包摂するという課題に取り組むべき段階にあるという。

### （4）労働政策

出生力と関連の深い労働政策の主題としては、主に「仕事と妊娠・出産・子育ての両立」と「若年者の非正規雇用・ワーキングプア対策」が挙げられる。保育サービスや育児休業はジェンダー政策と、若者対策は子ども・若者支援と重なる課題でもある。2007年には政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されたが、広い意味のワーク・ライフ・バランスは、これらを包含する課題設定ともいえよう。

### （5）ジェンダー政策

ジェンダー政策は、男女間の平等（gender equality）と公正（gender equity）の実現を目指す政策であるが、とりわけ女性の視点が重要である。津谷（2005）によれば、「女性・ジェンダー政策」は、生活・人生に対する自己決定力、そして経済活動と家庭生活における男女間の不平等性解消のための政策である。

国際的な流れとしては1979年の国連総会において女性差別撤廃条約が採択されたことが画

---

る「幸福追求権」に根拠を求めることができないかどうか、検討されてもよいのではないだろうか。多くの人にとって配偶者や子と親密な関係を築くことは幸福の最たるものの一つであろう。山田（2007, 195ページ）も、「少子化対策」の正当化に関する議論において、「結婚し、子どもをもつことは、もしそれを人が望むなら、優先的に叶えなければならない、いわば基本的人権に近いものであるという合意が必要なのではないか」と述べている。

期的なできごとであり、さらに1981年には国際労働機関により「男女労働者、特に家族的責任を有する労働者の機会均等および均等待遇に関する条約（ILO156号条約）」が批准された（津谷 2005）。わが国におけるジェンダーをめぐる政策的取り組みは、1985年に成立した男女雇用機会均等法に始まり、1999年に男女共同参画社会基本法が成立したことが大きな流れといえる（津谷 2005）。

### 3-3 「少子化対策」のジレンマ

わが国の一連の施策（いわゆる「少子化対策」）は、上記のスタンスを掲げてはいないが、実質的には家族政策、労働政策、ジェンダー政策の複合として実施されてきたといえる。それは民主主義国として当然のことであった。しかし、それゆえに出生力増加政策（人口政策<sup>25)</sup>）としての効果にはおのずと限界を有することになる。また逆に、このスタンスを明示しないがゆえに、家族政策、労働政策、ジェンダー政策など各々の公共政策それ自体の推進が不徹底という批判も受けている<sup>26)</sup>。

公共政策はそれ自体、人口に影響を及ぼすという目的を有しない。つまり人口問題（ここでは少子化問題）があろうがなかろうが、実施すべき性質のものである。そして（人口政策論の側から見れば）その副産物として、人口に望ましい効果（少子化の是正ないし緩和）を及ぼすことを期待するものである。とはいえ、少子化とりわけ超少子化の持続による著しい人口減少と超高齢化は、一般の公共政策の実施そのものを困難にしかねないほどの重大問題でもある。人口とマクロ経済の観点からの理論的帰結（少子化社会は持続不可能）と個人の自由、権利、福祉を追求する民主主義社会における倫理的条件との折り合いはどこに見出されるのであろうか。これまで別々の道を歩んできた人口政策論と公共政策論の交流も学問的課題として挙がってくるのであろう。

---

25) 人口政策（population policy）とは、現在または将来の人口規模、年齢構造、人口分布などを経済的社会的により有利な状態に変えることを目的として、出生、死亡、移動などの人口過程に対して直接または間接的に政府が介入しようとする意図またはそのような行為をいう。ただし、死亡については、寿命を短縮する政策はあり得ず、寿命を延ばす方向の政策のみあり得るが、これは公衆衛生政策とみなされ、一般に人口政策の範疇には含まれない。出生に関する人口政策（出生力の上昇または低下を目指す政策）は出生力政策（fertility policy）という。個人の自由を至上のものとする民主主義国において、そもそも「人口政策」というものがあり得るのかという疑問もあるが、いずれにしても、人口に関する政策は他の一般の公共政策（経済政策、社会政策など）に比べ、格段に倫理性と総合性が問われるといえる（佐藤 2010参照）。

26) たとえば、津谷（2005, 181ページ）は「仕事と子育てへの男女共同参画というジェンダーの政策看板を掲げながら、その根本的目的が少子化に歯止めをかけることである限り、わが国の少子化対策が効力を持つことは難しいのではないか」と述べている。

#### 4. 政策による少子化是正は可能か

ここまで日本の超少子化の原因と政策対応について論じてきたが、本稿の考察の範囲内での結論として、筆者は、現在あるいは近い将来において政策による少子化是正は極めて困難(ほぼ不可能)と考える。その論拠を以下の5点にまとめる。

##### 4-1 民主主義国では直接的な人口政策は実施できない

先に述べたように、出生力に関連する公共政策を実施して、その副効用としての出生率上昇に期待するしかない。したがって政策オプションは甚だ限定される。

##### 4-2 少子化のメカニズムは主に未婚化

夫婦を対象とする出産促進策も容易ではないが、結婚促進策は行政としてさらに実施が難しい。いわゆる「婚活」支援策(既に多くの地方自治体で実施されている)は、これまで手が付けられていなかった活動分野であることから、一定の伸びしろは期待できるが、未婚化の流れを大きく変えられるかどうかは疑わしい。

##### 4-3 歴史的文化的背景の存在

先に述べたように、TFR1.5ないし1.6を境とする先進工業国の「緩少子化」と「超少子化」への二極化傾向が見られるが、これは歴史的に見て、近代化(産業革命、市民革命、国民国家形成)の「先発組」と「後発組」に相当すると考えられる。超少子化には歴史的文化的背景が重要な要因をなしていると考えられ、政策になじみにくい面が大きいといえる<sup>27)</sup>。緩少子化国(北西欧、英語圏諸国)では、「カップル文化」の存在が出生率低下の歯止めとなっていると推察される。フランスやスウェーデンなど北欧諸国で家族政策、労働政策やジェンダー政策の充実が少子化を緩和する効果を持っているのだとしても、それはカップル文化という土台・土壌があつてのことではないだろうか。

---

27) 日本では、職場でもお互いに名前で呼ぶのではなく、「部長、課長」など、職名で呼ぶことが多い。こういったことは、日本が親子や主従というタテの関係が強く、カップルや上下関係のない仲間のようなヨコのフレンドリーな(人なつっこい、愛想のよい)関係の弱い国であることを示唆している。このようなタテ社会的あるいはムラ社会的な堅苦しい「文化」からの脱却の(いわば、人と人の距離を縮める)一歩として、職場・学校・家庭また近隣の地域社会でお互いにファーストネームで呼び合う習慣の普及を図ることも一つの方策かもしれない。

#### 4-4 配偶と生殖の古い型と新しい型が混在

岩澤（2013）は、結婚を①配偶者との出会い、②生殖・共棲・結婚の一体性、③年齢・学歴に関する夫妻の組み合わせ、④結婚直後の夫妻の働き方、⑤結婚後の親との同居の5つの側面から捉え、古い型の結婚が失われ、新しい型の結婚に取って代られる傾向を論じている。すなわち①では見合い結婚、職縁結婚から友愛結婚へ、②では婚前同棲、婚前妊娠の増加、③では妻から見て上方婚から同類婚、下方婚へ、④では妻無職から妻有職へ、⑤では直系家族制から夫婦家族制へという変化である。

このことは、現状において、配偶（結婚など）や生殖（出産）に新旧2つの型が混在していることを示している。したがって、潜在的（長期的）には出生力上昇効果が期待される公共政策であっても、実施後一時的（短期的）には出生力が低下する可能性もある。政策の導入は、新しい型の配偶や生殖を増やす作用がある一方で、古い型の配偶や生殖を減らす作用もあり、この相殺効果により、配偶や生殖の総量は期待通りには増えないからである。それどころか、過渡的には、かえって出生率低下の可能性もある。

#### 4-5 先進国の現代的な経済社会システムの下で人口置換水準出生力国のモデルが不在

20世紀末より先進諸国はポスト工業社会あるいは情報化社会と呼ばれる新しい経済社会システムに移行しつつある。産業・雇用構造の転換とともに、家族のあり方も変貌し、ポストモダンともいわれる時代思潮もあって、人々の意識や行動様式にも大きな変化が見られている（佐藤・金子 2016）。このような先進国の現代的な経済社会システムの下で、TFRが持続的に2を超える例がないことは注目すべきことである。

近年、緩少子化国の中でアメリカとフランスのTFRがときおり2を超えることあるが、持続的に人口置換水準（TFR約2.1）を超えているわけではない（国立社会保障・人口問題研究所 2016, 52-53ページ）。しかも、両国は移民など多様な集団の存在により出生率がかさ上げされている可能性があり、現代的な経済社会システム（先進国はそこへ向かって行くと予想される）の下で暮らしている人々に限れば、出生率は人口置換水準にはるかに及ばないと見られている（是川・岩澤 2010；Lesthaeghe 2010）。すなわち、先進国の出生力が人口置換水準を下回る水準に固定することは不可避の傾向という見方もできる。

津谷（2005）も、包括的支援政策を長年推進している北欧諸国においても、出生率は人口置換水準を回復するに至っておらず、「少子化の是正」に成功していないというのもまた事実であり、先進社会における少子化への政策的対応の難しさが窺われると述べている。

### 5. おわりに

日本が「少子化」状態になって既に40年、「超少子化」状態になって既に20年、人口減少

が始まって10年近くなる。少子化については多くの主張がなされている。類型化すると、第1に少子化は克服しなければならない(人口が減っては困る)という主張、第2に少子化は正策は「これこれの観点からおこなわれなければならない」あるいは「これこれの事例が参考になる」という主張があり、こうした議論は盛んである。しかし、結論として政策による少子化是正は実際に可能なのかという第3の議論は、ほとんど聞くことがない<sup>28)</sup>。

本稿で、筆者は日本の超少子化の原因論と政策論を再考し、現時点の結論として、現在あるいは近い将来において政策による少子化是正は極めて困難(ほぼ不可能)と考える。そのように考えるのは、前節で述べたように、①民主主義国では直接的な人口政策は実施できない、②少子化のメカニズムは主に未婚化であり、結婚促進政策は実行が甚だ難しい、③少子化・未婚化の土台に歴史的文化的要因が想定される、④配偶と生殖の古い型と新しい型が混在しており、政策は過渡的にはかえって出生力を低める可能性もある、⑤先進国の現代的な経済社会システムの下で出生力が人口置換水準に保たれている国のモデルが存在しない、などの理由による。

ただし本稿は実証分析ではない。「政策による少子化是正は可能か」という今日的に重要な検討課題にアプローチするための基本的枠組みを提供するとともに論点整理と仮説提示を試みるものである。この検討課題はわが国の進路を決定するほどの重要課題であるが<sup>29)</sup>、その割には人口学の基本にのっとった系統的・学際的な研究が少ないのが現状である。また人口政策論と公共政策論の接合もなされていない。

少子化の原因については、歴史的文化的視点も含めて総合的に研究する必要がある、現状では未解明の点も多い。本稿では、研究の上でなおも未開拓の領域(重要な死角)が存在することを示すために、2つの仮説を提示した。今後、包括的かつ実証的な研究が進むことを期待する。

#### 参考文献

阿藤誠(2000)『現代人口学：少子高齢社会の基礎知識』日本評論社。

---

28) 少子化是正はおろか、少子化緩和も実現の可能性が低いとしたら、そのことを率直に語るべき時が来ているのかもしれない。政策の限界を語らず、政策の効果のみ語って国民に過度の期待を抱かせることは、少子化適応政策の実行を遅らせるという弊害がある(財政再建を遅らせ、過剰な投資により経済の不効率を招き、将来の世代につけ回すことになる)。

29) 政策による少子化是正が困難とすれば、次に考えるべきことは、少子化適応政策(人口減少と超高齢化を前提とした国造り)に真剣に取り組むことである。大量の移民受け入れも選択肢の一つであるが、日本の既存の社会経済構造とどのように折り合いをつけていくのか難しい問題もあり、本稿では扱わない。

- 阿藤誠 (2005) 「少子化と家族政策」大淵寛・阿藤誠 (編) 『少子化の政策学』原書房, 33-58ページ。
- 阿藤誠 (2011) 「序章：超少子化の背景と政策対応」阿藤誠ほか (編) 『少子化時代の家族変容：パートナーシップと出生行動』東京大学出版会, 1-16ページ。
- 安藏伸治・鎌田健司 (2015) 「第2次安倍内閣の少子化対策」高橋重郷・大淵寛 (編) 『人口減少と少子化対策』原書房, 233-264ページ。
- 井形慶子 (2007) 『イギリスの夫婦はなぜ手をつなぐのか』(2009年「新潮文庫」版) 新潮社。
- 岩澤美帆 (2010) 「出生力」人口学研究会 (編) 『現代人口辞典』原書房, 114ページ。
- 岩澤美帆 (2013) 「失われた結婚, 増大する結婚：初婚タイプ別初婚表を用いた1970年代以降の未婚化と初婚構造の分析」(『人口問題研究』第69巻第2号) 1-34ページ。
- 岩澤美帆 (2015) 「少子化をもたらした未婚化および夫婦の変化」高橋重郷・大淵寛 (編) 『人口減少と少子化対策』原書房, 49-72ページ。
- 岩澤美帆・三田房美 (2012) 「第3章：異性との際際」国立社会保障・人口問題研究所『平成22年第14回出生動向基本調査：第II報告書：わが国独身層の結婚観と家族観』(調査研究報告資料：第30号) 国立社会保障・人口問題研究所, 34-47ページ。
- 大淵寛・兼清弘之 (2005) 『少子化の社会経済学』(人口学ライブラリー2) 原書房。
- 大淵寛・高橋重郷 (2004) 『少子化の人口学』(人口学ライブラリー1) 原書房。
- 金子隆一 (2016) 「地方創生と人口統計：危機感のゆくえ Part II」(人口転換科研II：2016年2月22日研究会報告資料)。
- 鎌田健司 (2015) 「少子化対策の政策評価：次世代育成支援推進法に基づく行動計画の評価を中心に」高橋重郷・大淵寛 (編) 『人口減少と少子化対策』原書房, 199-232ページ。
- 北村邦夫 (2009) 「ユニークな少子化対策への提案：キーワードは男女間のコミュニケーション・スキルの向上」(『公衆衛生』第73巻第8号) 581-586ページ。
- 北村邦夫 (2011a) 「「第5回男女の生活と意識に関する調査」結果」(『家族と健康』685号) 4-5ページ。
- 北村邦夫 (2011b) 『セックス嫌いな若者たち』(メディアファクトリー新書) メディアファクトリー。
- 栗林世 (2016) 「日本経済の長期停滞と経済成長」中央大学経済研究所経済政策研究部会 (編) 『経済成長と経済政策』中央大学出版部, 1-36ページ。
- 経済財政諮問会議 (2014) 「経済財政諮問会議「選択する未来」委員会：未来への選択」(<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/chuukanseiri/01.pdf>) (2016.5.15確認)。
- 河野稠果 (2007) 『人口学への招待：少子・高齢化はどこまで解明されたか』(中公新書) 中央公論新社。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2007) 『平成17年：第13回出生動向基本調査：第I報告書：わが国夫婦の結婚過程と出生力』(調査研究報告資料：第23号) 国立社会保障・人口問題研究所。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2016) 『人口統計資料集2016』(人口問題研究資料：第334号) 国立社会保障・人口問題研究所。
- 是川夕・岩澤美帆 (2010) 「北アメリカ：増え続ける人口と人種・エスニシティ・宗教」早瀬保子・大淵寛 (編) 『世界主要国・地域の人口問題』原書房, 221-246ページ。
- 斎藤修 (2013) 「男性稼ぎ主型モデルの歴史的起源」(『日本労働研究雑誌』No. 638) 4-16ページ。
- 佐藤龍三郎 (2005) 「少子化とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ」大淵寛・阿藤誠 (編) 『少子化の政策学』原書房, 189-214ページ。
- 佐藤龍三郎 (2008) 「日本の「超少子化」：その原因と政策対応をめぐって」(『人口問題研究』第64巻第2号) 10-24ページ。
- 佐藤龍三郎 (2010) 「人口政策」人口学研究会 (編) 『現代人口辞典』原書房, 146-147ページ。
- 佐藤龍三郎 (2012) 「東アジアの超少子化が問いかけるもの：第16回厚生政策セミナーに寄せて」(『人



- 口問題研究』第68巻第3号) 1-13ページ。
- 佐藤龍三郎 (2014) 「男女のライフコース戦略と人口転換」金子隆一 (科学研究費補助金研究事業：研究代表者) 『第一、第二の人口転換の解明に基づいた人口・ライフコースの動向と将来に関する研究：平成23～25年度：総合研究報告書』 130-141ページ。
- 佐藤龍三郎・岩澤美帆 (2014) 「セクシュアリティの視点からみた日本の超少子化」金子隆一 (科学研究費補助金研究事業：研究代表者) 『第一、第二の人口転換の解明に基づいた人口・ライフコースの動向と将来に関する研究：平成23～25年度：総合研究報告書』 160-175ページ。
- 佐藤龍三郎・金子隆一 (2016) 『ポスト人口転換期の日本』(人口学ライブラリー17) 原書房。
- 佐藤龍三郎・白石紀子 (2009) 「青年層と成人期移行をめぐる人口学研究の展望」(『人口学研究』第44号) 43-49ページ。
- 鈴木透 (2009) 「序論：ポスト近代化と東アジアの極低出生力」(『人口問題研究』第65巻第4号) 1-7ページ。
- 鈴木透 (2012) 「日本・東アジア・ヨーロッパの少子化：その動向・要因・政策対応をめぐる」(『人口問題研究』第68巻第3号) 14-31ページ。
- 総務省統計局 (2016) 「統計データ：人口推計」(<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/>) (2016.6.20確認)。
- 高橋重郷・大淵寛 (2015) 『人口減少と少子化対策』(人口学ライブラリー16) 原書房。
- 竹沢純子 (2010) 「3歳児神話」人口学研究会 (編) 『現代人口辞典』原書房、82ページ。
- 橋本俊詔・迫田さやか (2013) 『夫婦格差社会』(中公新書) 中央公論社。
- 津谷典子 (2004) 「少子化の社会経済的要因：国際比較の視点から」(『学術の動向』第9巻第7号) 14-18ページ。
- 津谷典子 (2005) 「少子化と女性・ジェンダー政策」大淵寛・阿藤誠 (編) 『少子化の政策学』原書房、157-187ページ。
- ドラ・トーザン (2011) 『ママより女』小学館。
- 内閣府 (2014) 「経済財政運営と改革の基本方針2014：デフレから好循環拡大へ」(<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/decision0624.html>) (2016.5.15確認)。
- 中島さおり (2005) 『パリの女は産んでいる：＜恋愛大国＞フランスに子供が増えた理由』ポプラ社。
- 中島さおり (2010) 『なぜフランスでは子どもが増えるのか：フランス女性のライフスタイル』(講談社現代新書) 講談社。
- 永瀬伸子 (2005) 「少子化と労働政策：仕事と家庭の両立政策を中心に」大淵寛・阿藤誠 (編) 『少子化の政策学』原書房、83-102ページ。
- 日本経済新聞 (2015) 「アベノミクス「新3本の矢」を読み解く」(インターネット、2015年9月25日) (<http://www.nikkei.com/article/DGXZZO92034300U5A920C1000000/>) (2016.5.6確認)。
- 日本経済団体連合会 (2015) 「人口減少への対応は待ったなし：総人口1億人の維持に向けて」(2015年4月14日) (<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/037.html>) (2016.5.15確認)。
- 日本性教育協会 (2013) 『「若者の性」白書：第7回：青少年の性行動全国調査報告』小学館。
- 日本労働研究機構 (2003) 『育児休業制度に関する調査研究報告書：「女性の仕事と家庭生活に関する研究調査」結果を中心に』日本労働研究機構調査研究報告書、No. 157。
- 廣嶋清志 (2010) 「人口政策確立要綱」人口学研究会 (編) 『現代人口辞典』147-148ページ。
- 松田茂樹 (2013) 『少子化論：なぜまだ結婚、出産しやすい国にならないのか』勁草書房。
- 宮本みち子 (2012) 「成人期への移行モデルの転換と若者政策」(『人口問題研究』第68巻第1号) 32-53ページ。
- 守泉理恵 (2015) 「日本における少子化対策の展開：エンゼルプランから子ども・子育てビジョンまで」

- 高橋重郷・大淵寛（編）『人口減少と少子化対策』原書房，27-48ページ。
- 山田昌弘（2007）『少子社会日本：もうひとつの格差のゆくえ』（岩波新書）岩波書店。
- 読売新聞（2014）「地方の流出：歯止め急務」（2014年5月9日）。
- Lesthaeghe, Ron (2010), "The unfolding story of the second demographic transition", *Population and Development Review*, Vol. 36, No. 2, pp. 211-251.
- Matsumoto, Seiichi (2001), "Sexuality 2000 in a changing Aisa", *Journal of Asian Sexology*, Vol. 2, pp. 6-8.
- McDonald, Peter (2000), "Gender equity in theories of fertility transition", *Population and Development Review*, Vol. 26, No. 3, pp. 427-439.
- McDonald, Peter (2004), "Family Policy", Paul Demeney and Geoffrey McNicoll (eds.), *Encyclopedia of Population*, Vol. 1, New York: Macmillan Reference, pp. 371-374.
- Moriki, Yoshie (2012), "Mothering, co-sleeping, and sexless marriages: Implications for the Japanese population structure", *The Journal of Social Science* (International Christian University, Tokyo), No. 74, pp. 27-45.
- Namihira, Emiko (2001), "Gender, sexuality and reproduction in Japan", *Journal of Asian Sexology*, Vol. 2, pp. 14-16.
- Sato, Ryuzaburo and Miho Iwasawa (2006), "Contraceptive use and induced abortion in Japan: How is it so unique among the developed countries?", *The Japanese Journal of Population*, Vol. 4, No. 1, pp. 33-54.
- Suzuki, Toru (2013), *Low Fertility and Population Aging in Japan and Eastern Asia*, Tokyo: Springer.